浮蓋構造の屋外タンクの基準 - 西日本防災システム

基準 B

一枚板構造告示(2万kl以上・2万kl未満でHc2.0以上)以外

《浮蓋の構造》

- ◎厚さ3.2mm以上の鋼板
- ◎相隣接する二つの室、浮屋根以外の部分が破損しても沈まない構造
- ◎室にはマンホールを設ける。 破損による浮屋根の傾斜又は250mmに相当する水が滞留した場合においても当該マンホールから室内に危険物又は水が入らない。風や地震等によって離脱しない。
- ◎通気管を設ける。
- ◎回転を防止する設備を設ける。
- ◎外周縁の被覆
- ◎発火防止措置
- ◎静電気防止措置を設ける

《可燃性蒸気の排出設備》

◎可燃性蒸気の排出設備を設ける(不活性ガス封入設備があるものを除く。

《浮蓋の状態を点検する設備》

◎浮蓋の状態を点検する設備を設ける(不活性ガス封入設備 t あるものを除く。)

《経過措置 等》

- ◎下記①又は②を満たす場合は新基準を適用しません
- ① 既存タンクで引火点が40度以上の場合は可燃性蒸気を検知する設備を設置
- ② 既存タンクで引火点が40度未満の場合は不活性ガス充填及び 可燃性ガスを検知する設備を設置

上記以外のタンクについての経過措置は平成36年3月31日



